

オンライン資格確認について

* 当院ではオンライン資格確認を行う体制を有しています。

* 薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診察を行います。

令和6年6月1日より、医療情報取得加算として以下の診療報酬点数を算定致します。

《初診時》

医療情報取得加算（月1回）	
1 健康保険証にて資格確認を行った場合。	3点
2 マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合。 他の医療機関から診療情報提供を受けた場合。	1点

《再診時》

医療情報取得加算（3か月に1回）	
1 健康保険証にて資格確認を行った場合。 マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報に同意しない場合。	2点
2 マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合。 他の医療機関から診療情報提供を受けた場合。	1点

当院では診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に取り組んでおります。
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証（マイナンバーカードの保険証利用）による
オンライン資格確認等のご協力をお願い致します。

※公費負担医療制度をご利用の方は、各種証書のご提示は引き続き必要となります。従来通り、
窓口にてご提示をお願い致します。

2024年6月
埼玉森林病院

後発医薬品使用体制加算について

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しており「後発医薬品使用体制加算」の届出を行っております。

また当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら薬剤師まで、ご相談ください。

ご理解、ご協力のほど宜しくお願い致します。

2024年6月